

茂原市まちづくり条例策定協議会 第2回会議 提言書の概要説明

茂原市自治基本条例を考える市民の会 北田 豊氏
河野 眞英氏
犬飼 美智子氏

(北田氏)

みなさんこんにちは。

私は市民の会の共同代表を務める北田と申します。

現在、早野地区に住んでいるが、生まれは中善寺というところで、すぐ隣は長南町という地域であり、少子高齢化により、限界集落に近い感じになっている。67年間、茂原市ですべて生活してきた。

すでに「まちづくり条例に関する基本的な考え方（提言書）」という冊子が配られていると思うが、この内容について、メンバーで手分けして説明させていただきたい。

資料として配られた「提言書の概要について」というペーパーに基づき、私からは「まちづくり条例（自治基本条例）について」と「なぜいま共生と共創のまちづくりか」の2点についてお話をさせていただきたいが、その前に、自治基本条例を考える市民の会はどういうものかということと、どんなことをしてきたのかを説明させていただきたいと思う。

市民の会は、今から約2年前の平成23年11月に、「住んで良かったと思えるまち茂原を実現するため、市民と行政の協働によるまちづくりを学び合おう」という市長から市民への呼びかけがあり、これに応えた市民約40名が学習の場として「共生と共創のまちづくりもばら市民塾」をスタートした。

この市民塾の参加者は、年齢・職業・経歴等さまざまだったが、茂原市外から移り住んだ方も多く、「茂原をもっと知りたい、茂原をもっと良くしたい、茂原市のために役に立ちたい」といろいろ思っている人たちが自主的に集まったものだった。

そこで、市の総合計画や行政の現状と計画、市議会に関する制度やルールなどについて、関係する部課の方々から説明を受けながら、7回の講座を学習した。

この学習の後半に差しかかった頃に、茂原市で自治基本条例について検討したいということで、「自治基本条例を考える市民の会」の委員を市民から公募するという文章が回ってきた。

市でも市内の10カ所で、公募要領やどういう趣旨でつくるのかについての説明会を開催した。

「自治基本条例を考える市民の会」は、この説明会に参加して応募しようと考えた人たちと、市民塾に参加している人たちの中で応募しようと考えた人たちが35名集まり、平成24年1月28日に市長から委嘱を受けて活動を開始した。

市民の会の役割は、当時の書面によると、「茂原市基本構想にうたわれた自分たちの暮らす茂原の人・自然・文化について、自ら考え、自ら参加し、ともに創り上げていく『共生』と『共創』のまちづくりを進めるため、担い手である市民・行政・議会・企業・団体等が共有する基本的なルールとしての自治基本条例について、基本的な考え方を検討し、提言書を市長に提出する」ということであった。

会議は、自治基本条例は誰のための条例なのか、条例についての勉強をしながら、論点の整理や会の進め方を検討し、まずは「まちづくり分科会」として、「子育て・教育」「福祉」「環境・都市計画」の3つの分野に分かれて、現状や課題、問題点を議論し、茂原市の状況がどうなっているのか、どうすればまちづくりに繋げていけるのかについて議論した。

その中で、中心市街地の衰退の進行や市の財政が危機的な状況であること、行政改革が行われていること、これからますます社会保障費が増大していくが、これをどうするのか、具体的な方策が出ていないのではないかなど、さまざまなことを話し合った。

また、市民の身近な要望も予算が不足してなかなか実現されない、特に通学路の整備を要望してもやってもらえない、排水、道路の凸凹、公共施設の補修、クーラーの故障をなかなか直してもらえないなど、いろいろな話が出た。

特に大きい問題である土地開発公社問題、公共施設整備のあり方、財政難の原因がどこにあるのかなども議論された。

これらを踏まえて、「条例づくり分科会」として、「議会」「行政」「地域自治・市民」に分かれて、条例の内容を議論した。その議論にあたっては、市の関係者から業務内容や各種法律・制度の説明を受けたり、地域で活躍されている方々、元気な茂原をつくりたいと各種イベントを企画して実践している若い人たちや、地域の福祉やまちの活性化に努力している人たちの話を聞いたりした。

全体会議や分科会は、月におおむね2回、午後6時から9時ごろまで、会議回数は平成25年9月までに37回を重ねた。これ以外にも、全体会議の開催前に運営委員会を開催したり、皆さんのお手元にもお配りした自治基本条例だよりを作成・配布するために広報委員会を開いて議論したりした。

平成25年3月には市民フォーラムを開催し、8月には子育て中の保護者を対象にアンケートを行った。

それらをもとにして、運営委員会や全体会議で議論・検討し、提言書として

取りまとめ、市長に提出したのが、皆さんにお配りした冊子である。

議論する中で、いろいろな方がいたのでなかなか一致点を見出すことも難しい点もあったが、最低限一致できる点での合意を得られる文書化を行った。最後まで議論が分かれる部分については、提言理由のところに「他にもこのような意見があった」と併記した。

これが「考える会」の今までの経過であり、提言書を市長に提出したわけだが、その提言書の内容については、先ほど関谷先生からかなり詳しい説明があり、重複する点が多々あると思うが、お話をさせていただきたい。

少子高齢化、高度情報化、国際化・グローバル化に加えて、低成長時代となり、国の財政が完全に破たんしている。GDPの200%が借金であると先ほどのニュースで言っていた。欧米各国でも、ギリシャですら1.7～1.8倍であり、ヨーロッパではほとんど1.0倍である。日本は危機的な状況になっている。

私たちを取り巻いている経済的な状況、社会的な環境は、今まで経験していない程の状態である。

一方では、経済や国際化、高度情報化などのいろいろな問題の中で、生活基盤がいろいろな形で多様化してきており、価値観もかなり多様化している。

その変化に、自治体は対応していく必要がある。もっとも身近な地方自治体は、そのようなことのために存在しているのであり、そのためにはどうしたらいいのか。先ほどお話があったように、今までとまったく同じようなことをやっていたのでは、これを解決することはできない。

今までのように、国が決めた全国一律の基準で、同じ方法で全てがOKとなることができないのは明らかであり、国から地方へ権限移譲や、十分とは言えないものの、財源移譲が行われ、それぞれ地方自治体の責任で政策を決めて、実行していくということがなされるようになってきた。

一方では、公共に任せておけばいいといわれてきた分野に対して、一般の市民や民間事業者、ボランティア、NPOといわれる非営利団体の人たちがいろいろな形で少しずつ入ってきた。そのような人たちも、地域の主要な担い手になってきている。

地域の実情に応じた政策の実施が求められており、その体制をつくっていかなくてはならないという状況を踏まえて、まちづくりの担い手である市民や議会、行政、各種団体や企業等がどういう権利を持っていて、どういう役割、責任を担うのかを明らかにした決まりを包括的に決めておく必要があると考えた。

今回私たちは「まちづくり条例」という名前を使っているが、当初は「自治基本条例」を考えるとしてスタートした。いろいろな議論の中で、どうも「自治基本条例」という名前はなじみが薄いし、理解しにくいということで、名前はみんなに受け入れられてこそであるし、理解されやすい名前がいいのではないかと考えた。内容は変わるわけではなく、包括的な「自治基本条例」としての考え方は踏襲していくことを前提として、名前を「まちづくり条例」として提言した。

「なぜ今『共生と共創のまちづくり』なのか」ということについては、先ほども申し上げたように、少子高齢化、人口減少、財政難、大企業の突然の撤退、中小企業や商店の衰退・廃業など、問題は一部の大都市を除いて全国どこでも山積みであり、茂原市も例外ではない。

このような状況の中で、茂原市は非常に借金が多い。これが、茂原市の財政運営の中で、一層困難さを助長していると私たちは考えている。

茂原市が本納町と合併して、新しい茂原市になってからだと思うが、「茂原市市民憲章」をつくった。そこに載っている基本理念や市民自治の精神をもとにして、自分たちのまちの課題や多様な市民要望の解決のために、市民と議会、市、非営利団体、ボランティア、企業などのまちづくりの担い手が、情報を共有して自由に参加し、まちづくりの課題に対する取り組みや工夫について議論し、実行することが必要であると考えている。

また、茂原市の基本構想では、「自分たちの暮らす茂原の人・自然・文化について、自ら考え、自ら参加し、ともに創り上げていく『共生』と『共創』のまちづくり」がうたわれており、これを目に見える形にするということが必要ではないかと考えている。

以上で私からの説明を終わらせていただき、茂原市の事例等について、同じく市民の会の共同代表を務める河野氏から説明申し上げる。

（河野氏）

私は茂原市の木崎の生まれで、18歳まで茂原におり、証券会社に勤務して、日本全国を回り、親の介護もあって、3年前に36年ぶりに茂原市に帰ってきた。

たまたまそのときに、市民の会の話があり、30数年もいないとまったくわからないので、まずは茂原のまちを知ろうということで参加したのがきっかけである。

今日、新聞に、東洋経済という雑誌の「人口減少の真実」という見出しが載っていた。最初のところには「産む女子急減 出生率改善に騙されるな」と書いてある。その隣に医療のことが書いてあり、「医者がいない 医療の空白地帯が埼玉・千葉で深刻化」とある。

「女子」という言葉がけっこう出てきており、「地方で女子が消える」とある。子どものいないまち、20歳から39歳の女性が半減するまちが激増すると書かれている。後でお話するが、これは、まったくもって茂原のことである。

お手元に、「茂原市の人口推移」という資料がある。こちらをお話して理解していただいた方がイメージしやすいと思うので、ご説明させていただきたい。

月2回広報紙が発行されているが、そこに載っている人口がだいたい毎月50人減っている。月50人なら1年間で5～600人の減少になる。そのままいけば、10年で5,000人減少する。これからは人口減少がハードなのかソフトなのか、目指すところはソフトランディングだと思うが、何もしなかったらもっと人口が減ると思う。

資料の上段のグラフは、棒グラフが女性人口（15歳～49歳）、折れ線グラフが年少人口（0歳～14歳）である。

2010年から2035年の推移になっているが、女性人口でいえば、2010年が18,318人、2015年が17,124人、2025年が実は団塊の世代が75歳を迎えるときだが、女性の人数が4,000人減るという予想である。2035年になると、約7,000人減ることになる。なぜ女性に着目するかというと、子どもを産むことができるのは女性だけだからである。出生率がいくら上がっても、女性が減れば人口は増えない。

このようなことを頭に入れていただき、折れ線グラフの子どもの数をご覧いただくと、2010年が11,209人、2035年が6,499人の予測となっており、半減する。ということは、学校が要らなくなるということである。6,000人強が減少するので、学校も統廃合することになると思う。そのような問題も抱えている。

下段のグラフは、総人口の推移であり、積み上げの一番下の黒い部分が65歳以上の老年人口、真ん中が15歳～64歳の生産年齢人口、一番上が0歳～14歳の年少人口である。

先ほど申し上げたように、「2025年問題」というのは、このときが団塊の世代のピークであり、人口が85,539人なので、現在より7,000人ほど減る予想だが、このときの65歳以上の比率が34%となっている。

これをピークに、老年人口そのものは横ばいになるが、全体の人口が減っていくので、2035年で40%になる。

人口構造が変わってくるということは、税収も減るし、場合によっては今までの産業構造でいいのかということも問われてくる。特に働く人が少ないということは、65歳以上の人たちがどうやって活性化していくのか、参加という面では重要な担い手になってくるということも言えると思う。いずれにしても、このような構造になっているということを頭に置いておいていただきたい。

では、この条例ができてまちがどう変わるのかについては、いろいろと考え方もあり、あくまでもイメージとして受け取っていただければと思うが、茂原市の人口推移がいま申し上げたように大きく減っていく中で、茂原市には総合計画というのがあり、第1章が「教育文化」となっている。第6章までである中で、1章にあるということは、それだけ子どもに力点を置くべきであろうが、ちよっとどうなのかなという疑問がある。

少子化・高齢化ということで、ある面では子育ての問題が一番課題であると思う。特に20代・30代の女性が住みやすいまちでないと、人口が増えないということが分かる。現状でいえば、茂原市では財政の問題もあり、子どもの医療費が無料化されているのは小学校3年生までである。周りの自治体は、だいたい中学校3年生が当たり前になっており、その意味では相当遅れている。

このことは、行政・議会の役割であり、市民は参加できない。では、人口減少を踏まえて、どうするのか。そこに今回の条例が必要になってくるが、要はお金がないわけだから、知恵を出すしかない。人はいる、ではどうするのかという話になる。

条例ができることによって、実行性が確保される。ボランティアをしている団体は相当数あるが、行政から見て「何かやっているな」という感じであり、ある意味では斜めから見ている。条例ができると、そうはいかなくなる。NPOを含めて、活動団体が動けば、行政もそれを援助していかなくてはいけなくなる。

例えば、いま申し上げた子育ての問題で言うと、団体が育成事業を行政・議会と協働でやっていくことが必要になってくると思う。

事例が適切かどうかかわからないが、私の娘は埼玉県に住んでおり、子どもが小学校3年生である。実は3年前に、北本市というところから、さいたま市の大宮に移り住んだ。今の若い人たちは、ある意味では自分らしい生き方をしたいと考えており、住みやすいところであればどんどん移住する。

なぜ移り住んだのかと聞いたら、小学校に通うのに、有料ではあるが、6時に預けて7時半になったら登校班のところまで連れて行ってくれるサービスがあるからとのことだった。そうしないと共稼ぎできないからである。

同じように移住してきた友人もいるそうだが、その人は駅までの距離が遠いため、居住地の学校には行かせず、駅に子どもを預け、駅前の学校に連れて行ってもらっているとのこと。そうしないと、会社を辞めるしかなくなる。

若い人たちは、「少々お金がかかっても、住みやすい方がいい」と考えるようであり、人口の流動化は大きいと思う。若い人たちはインターネットを使っているので、情報が一気に流れていく。茂原から出ていき、大網や千葉に住んでいる人もいるのではないかと思う。

若い人たち、特に女性が産んで育てやすいような環境をつくらなくてはだめなんだろうなど、ここ1年半くらいつくづく思っている。

私の子どももそうだが、どんどん外に出ているので、ロコミで「茂原っていまちだよ」と言ってくれればよいが、逆だったらどうだろうか。やさしいまちでないと、出ていった子どもたちはUターンで戻ってきてはくれない。誰が担い手なのか。

関谷先生もおっしゃったように、高齢化社会においては、いかに子どもたちを重要視して、育てやすい環境をつくるのが大切だと思う。

そのためには、条例があり、少なくともいろいろな面で情報発信でき、参加できる機会、見て見ぬふりができないような、行政も議会も絡んでいくまちづくりをしていかないといけないのではないかと思う。

2点目は、身近な問題として、図書館の移転についてお話したい。

私も人づてであり、確かかどうかわからないが、図書館移転の協議会が立ち上がり、市民の意見を聴く機会は設けられたらしいが、その審議の最中に移転決議がなされてしまったと聞いた。

いろいろな施策は、行政がやってしまったほうが簡単だとは思いますが、それでは市民と行政の信頼関係に疑問がわいてくる。話してくれた方によれば、「いろんな意見が反映されたとは言い難い。もっと時間をかけた方が良かったのではないか」とのことだった。

条例が制定されることによって、今回の図書館のことだけでなく、時間はかかるが市民にとって大事なことについては、情報を公開して市民を巻き込む必要があると思う。情報がなければ、関谷先生がおっしゃったように、わけがわからないので、図書館がなぜ必要なのか、どこにどう移したらいいのか、いろいろなことを問題提起していった方が、場合によっては経費が安く済むかもしれない。同時に、いろいろな人の意見が入ると、使い勝手のいい図書館ができるかもしれない。そういうところまで掘り下げてもらえればいいと思う。

条例があることによって、行政単独でというよりも、巻き込んでやっていくということになるのではないか。

昨年の10月16日に洪水があり、私も2日半ほどボランティアでお手伝いさせていただいたが、社会福祉協議会が前面に出ていたので、疑問に感じた。私もよくわからなかったが、社会福祉協議会は市とは別個の団体であり、市との協働であればそれでいいが、あまりにも社会福祉協議会の顔が出ていて、市が何をしているのかが分からなかった。

2月7日から9日まで、災害対策コーディネーターの講座を受講して、47名くらいが参加していたが、いろいろな方に話を聞くと、私と同じように、「なぜ

市はやらないのか。社会福祉協議会ばかりではないか」という声が多かった。

社会福祉協議会の方からの説明では、例えばいろいろなゴミなどが出てきて、行政がそれを手伝うと、「市民サービス」であるから公平にしなくてはならず、人がいないのでできないとのことだった。納得はしたものの、ひっかかるところもあった。

もう一つは情報の問題で、市と警察と消防といろいろな人たちがいたが、それらの人たちが独自の情報を持っており、共有されていないと感じた。悪く言えばバラバラという感じで、もっとそれが共有できればスピーディーにいったのではないかと個人的に感じた。

では、条例ができたらどうなるかというところ、社会福祉協議会との協働でやっていたので、おそらくそのような協定はすでにあり、災害対策本部は市で、支援活動の手と足は社会福祉協議会でということになっているのであろうが、もっと市民に説明する必要があると思う。

情報についても、各団体との連携が縦割りで、横のつながりがないため、災害時の対応が的確でなかったのではないかというのが私の個人的な感想である。

市民が「なるほど」と思えることが多ければ、もっと寄附も増えたのではないか。納得していない方が多いのではないかと思う。そのような面でも、条例が一つの手段として使えるのではないか。

3点ほど挙げさせていただき、多少なりともイメージしていただけたらよいが、先ほど北田氏も申し上げたように、他の課題としては中心市街地や土地開発公社、議会改革、医療などがあつた。

選挙で選ばれた議員や市長に市政を運営してもらうのが基本であり、当たり前であるが、地域の課題を解決するには財政の裏付けが必要であり、お金がなければ、行政サービスが全て行き届かないので、それなら市民ができることがあるのではないか。もちろん議員にしかできないこと、行政にしかできないことがあるが、自分たちの住んでいるこのまちで、自分たちでできることもあると思う。そういう取り組みを、行政も議員も援助していくという体制ができればいいと思う。

そうすることによって、条例が制定されてすぐ変わるかどうかかわからないが、すぐ変わるものもあるし、ゆっくり変わるものもあると思う。いずれにしても、条例をどう使うかである。

まだ使い方がよく分からないが、どう使うかについても、市民の会のほうでもいろいろ工夫しながら、おそらくまちづくりの協議会のようなものが出来上がるのではないかと思う。

そういう人たちが、地域に出向き、実体験としてまちづくりをしていくことになるので、時間はかかると思うが、そのようなことをしていかないと、市民

もレベルアップしない。巻き込むためには、ある程度市民の方々も、条例のことを理解してもらった上で、市民レベルを上げていかないと、前に進まないと思う。

条例ができて、それが第一歩だと思うが、その後もいろいろ課題は満載だと思う。

ざっくりであり、どれくらいお分かりいただけたかわからないが、条例が現在と将来どうなるかということについてご説明申し上げた。

後は犬飼委員にお渡ししたい。

（犬飼氏）

自治基本条例を考える市民の会の犬飼と申します。

私の方からは、茂原市まちづくり条例の提言書の概要についてお話をさせていただきたいと思う。

先立ちとして、茂原市の現在の市民と市、議会の関係については、市民が税金を払い、さまざまな行政サービスを市から受けている。

また、市民が選挙により、市民の代表として議会に議員を送り出し、市とともにまちづくりをしていただいているという関係にあると思う。

市民と市の関係は、総合計画の中で市民参加がうたわれており、それを受けてパブリック・コメントや一部の計画での公募市民の参加など、わずかに市民参加の事例も見受けられるが、まだ途上のような感じがする。

議会との関係でも、陳情や請願、議会傍聴の機会はあるが、まだ接点が少なく、多くの市民と議員・議会との関係は選挙で終わっているような気がする。選挙の投票率も低下傾向にある。

今までの関谷先生のお話や、市民の会の委員からの話にあったように、茂原市はさまざまな課題を抱えており、国の政策としても自治体の自立が求められている。

私たち市民は、市や議会に多くを任せきりで、いわゆるだっこにおんぶ状態だったわけだが、今こそ市民自身も自立が求められていると思う。さらに、市民、市、議会それぞれが協力していくことが不可欠になってくる。

活気ある住みやすいまちづくりのために、市民、市、議会がもっと近づいて、力を合わせていこうということになると思う。

そのためには、それぞれの役割と責務、権利といったものを明確にし、継続的に実現していくためのルールがどうしても必要になってくる。そのルールというのが、茂原市まちづくり条例になると思う。

この条例は、今までも話があったように、非常に基本的な、包括的な条例であり、具体的な福祉や都市計画などの政策に関しては、この条例のルールを念頭に、先ほど個別条例というご説明をいただいたが、そのようなものをつくっ

て対処していくということになると思う。

「提言書の概要」の資料2ページ以降に、前文や第1章・第2章などのまとめがあるが、その関係を概念的な図の中に入れてみた。

市民については、第4章で地域コミュニティによるまちづくりや地域まちづくり協議会の設置などが述べられている。

市の行政運営に関しては主に第7章で、議会運営については第6章に規定がある。

市と市民の関係は主に第7章で、3章や5章にも含まれる。市民と議会は、第6章の中に収められている。

市と議会の関係は、第6章と第7章の中に条文がある。

最も重要な部分は市民・市・議会が重なる、真ん中の「協働」である。

これも重要な第2章の「情報の共有」だが、情報を知らなければ手も足も出ない。まず最初に重要な部分かと思う。

第3章は市民参加である。これも、結論が出てから聞くのではなく、最初からの参加というのがとても大事な部分になる。

その上で、第5章の協働ということで、それぞれが協働していいまちをつかっていこうということになる。

このように、私たちの提言した内容は、各章立ての中の条文と前文、第1章の総則と第8章の実行性の確保、見直しに関する附則を添えて構成されている。

次に、提言書の内容についてであるが、資料の2ページ以降、4ページまで、かいつまんでお話していきたいと思う。

まず、前文であるが、現在の茂原市の状況は、皆さんからお話があったように、たくさんの課題を抱えており、その現状を踏まえて、今後どのようなまちづくりが必要なのか、なぜこの条例を制定するのか、その基本的な理念とは何かを盛り込む必要があると思う。

次に、第1章総則であるが、この条例はまちづくりの基本的事項を定めるものであり、市民、市、議会等がまちづくりの担い手という基本的ルールになる。他の条例、規則は、この条例との整合性を図る。

この項目を設けることにより、まちづくりの基本的な事項を定めるものという位置づけを実質的に担保するという意味がある。

その次に、認識を共通にしておきたい用語の定義が置かれている。

また、これが最も大事な部分かと思うが、情報の共有と市民参加、協働を基本原則とすることが総則の中に盛り込まれている。

情報の共有は、市民自治のまちづくりを進めていく上で、大前提となる。何

も知らないことには、手も足も出ないので、大事な部分だと思う。

また、先ほども申し上げたが、ほぼ市の方でできあがった状態で示されるのではなく、計画立案段階から市民の意見が反映されるような機会がまさに大事である。

次に、第3章として、「市民参加のまちづくり」とあるが、市民にはまちづくりに参加する権利と役割があることを明確にしている。

参加は権利であり、強制されるものではない。参加しないからと言って、不利を被ることはない。

第4章は「市民自治の仕組み」ということだが、自治会、NPO、ボランティア団体などを、まちづくりの担い手とする。地域まちづくり条例協議会を設置して、地域の特色を生かしたまちづくり、地域の課題解決のために働く。もう一点、市政の重要事項について、住民投票を実施して、市民の気持ちをつかむことは大事だと思う。

第5章「協働によるまちづくり」については、今まで話があったように、茂原市もかなり地域の課題を抱えており、社会全体としても非常に厳しい社会情勢の中にあり、市民のニーズも非常に多様化しており、行政主導のまちづくりでは対応が困難になってきているのではないかと。そこで、市民・市・議会が協力してまちづくりに取り組むことが不可欠な状況にあると思う。それを実行していくためには、協働によるまちづくりの制度整備を市にやってもらうことが不可欠だと思うので、条文として入れてある。

次に、「ひらかれた議会」だが、議会は合議による意思決定機関である。そして、執行機関の監視・けん制・評価機能を有する。議員は、市民の意思を反映して活動する責務がある。一方、市民は、議会に関心を持ち、議会傍聴、報告会、公聴会に積極的に参加する。議案の審議の際、市民や利害関係者、専門家の意見聴取や公聴会を開催する。請願・陳情者に対しては、本会議や委員会でも陳述の機会を設ける。議事録や議会だよりの早期発行、会議の公開・審議経過や政策の争点・効果の公表、膨張しやすい日時の設定、新しいメディアの利用などのひらかれた議会運営などの条文も入っている。

「行政運営の基本原則」は、市長の役割と責務として、市民との協働の推進、健全な財政運営、質の高い市政の執行、議員との緊密で緊張感ある関係、職員との適切な定員管理と育成などを挙げている。

また、「市は市民と連携して防災対策を講じる」とあるが、茂原市は台風26号で悲惨な思いをしたので、痛切な条文になるかと思う。

職員は常に市民の立場に立って質の高いサービスを提供する。

縦割り行政を見直して、組織の横断的な連携、効率的な組織運営が望まれる。これは、ワンストップサービスや経費の削減など、市民ニーズに適切に対応した総合的な行政サービスを行うためである。

総合計画が地方自治法の改正によって策定が義務ではなくなったが、茂原市の政策づくりにあたって総合計画は欠かせないものであり、その策定根拠をこの条例に置くこととする。

市長は、財政基盤の確立とその情報を公開する。

監査委員は財務監査と行政監査を行い、その結果を公表する。

市は、重要な政策等の行政評価を実施し、公表し、その改善に反映する。

地方自治の本旨に基づく政策法務の手續ということについては、地方分権一括法の施行により、条例等の適切な制定や改廃が求められていることに関連している。

第8章の「実行性の確保」については、評価のための市民委員会を設置し、この条例が遵守・活用され、効果を発揮しているかどうかを見守り、評価する。この委員会は公募市民を過半数とし、その結果は市長に報告し、市民に公表する。

最後に附則として、社会経済情勢の変化によって状況が変化していくと思うので、4年を目途に条例の見直し作業を行う。

以上、本当に駆け足だったが、これからまた細かく審議していくということもあり、雑ぱくであったが、説明させていただいた。